

堺市監査委員公表第25号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原		繭
同	澤		由
			美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和5年11月1日～令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5(1)</p> <p>公有財産(土地・建物)の管理について</p> <p>公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 行政財産の目的外使用に係る使用料の請求</p> <p>堺市財産規則では、行政財産の目的外使用に係る使用料について、使用期間が1年を超える場合は、毎年度の使用開始前までの日を当該年度の納期限として定めるとされている。</p> <p>しかし、青少年の家における電柱及び支線各1本の設置に係る目的外使用(令和5年4月1日から5年間)の令和5年度の使用料について、納期限を令和5年3月31日以前とすべきところ、同年4月30日とする納付書を発行していた。</p> <p>5(3)</p> <p>補助金について</p> <p>補助金に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があ</p>	<p>納付書作成事務の遅延が要因です。今後はこのようなことがないように、決裁ラインの職員全員で行政財産目的外使用許可のフローチャートを回覧し、確認します。また、課内共有のスケジュール表にて管理を徹底し、使用者が毎年度の使用開始前までの日に使用料を納付できるようにします。</p>	<p>子ども青少年育成部</p> <p>子ども育成課</p>

<p>ったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 補助金額の確定に係る通知</p> <p>堺市補助金交付規則では、補助事業者から実績報告を受け補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書により、補助事業者に通知し、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、補助金返納・返還命令通知書により、補助金の返納を求めるものとされている。</p> <p>しかし、堺市内児童養護施設入所児童臨海学舎事業補助金において、市は補助事業者から実績報告を受けていたものの、補助金確定通知書を作成せず、補助金返納・返還命令通知書を補助事業者に送付していた。</p>	<p>令和6年2月16日に補助金を確定し、補助金確定通知書を送付しました。</p> <p>このような事態が生じた原因は、当該補助金の要綱に補助金確定通知書についての定めがなかったことであると考えています。そのため、令和6年3月29日に、当該補助金の要綱に補助金確定通知についての規定を追加する改正を行いました。</p> <p>また、要綱に定めのない事項については堺市補助金交付規則によるという理解が不足していたことも原因であると考えています。そのため、令和6年1月29日、課内会議で課長から所属職員全員に事案を説明し、再発防止のため注意喚起を行い、また、制度の理解を深めました。</p>	<p>子ども青少年育成部</p> <p>子ども家庭課</p>
<p>[申請書類に係る個人情報の取扱いについて（意見）]</p> <p>堺市青少年指導員校区活動事業補助金交付要綱では、補助事業者（校区青少年指導員会）は、交付申請書の提出に当たり、校区青少年指導員会の名簿を添付しなければならないと定められている。</p> <p>また、当該名簿の記載事項について、同要綱には定めがなく、</p>	<p>当補助金は小学校区単位で組織している補助事業者（校区青少年指導員会）に交付するものであるため、その構成員が小学校区内に在住しているかを確認するために、参考様式を示して名簿の提出を求めてきました。その際、一部の校区で参考様式では記載を求</p>	<p>子ども青少年育成部</p> <p>子ども育成課</p>

所管課として各指導員の氏名、住所、電話番号(幹事・副幹事のみ)を記載する参考様式を示すとともに、任意の様式での添付も可能としている。

そのため、令和5年度の補助金交付申請に当たって、各校区の青少年指導員会から提出された名簿には、参考様式をそのまま使用しているもののほか、参考様式では記載を求めている幹事・副幹事以外の指導員の電話番号や年齢、性別等も記載されているもの、校区青少年指導員会以外の自治会関係者が含まれているものなどがあった。

個人情報保護に関する法律では、行政機関が個人情報を保有するに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならず、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないこととされているが、上記の提出状況においては、補助金交付事務に係る利用目的の範囲を超えた個人情報が保有されている可能性がある。

以上のことから、当該名簿については、利用目的を再検討した上で、記載事項を利用目的の達成に必要な範囲に限定して提出を求めることとされたい。

めていない事項も含まれていましたが、御意見をを受けて利用目的を再検討した結果、補助金支出にあたっての必要な情報ではないことから、令和6年3月29日付けで補助金交付要綱を改正し、名簿提出を不要としました。

5(4)

現金等の管理について

現金等の管理に係る事務につい

<p>て、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い</p> <p>日本スポーツ振興センター災害給付金に関する公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者が収入伺及び支出伺の作成に係る事務を行うと定めている。</p> <p>しかし、収支整理者以外の者が、収入や支出の起案処理を行っているものがあった。</p>	<p>当初、公金外現金の収入、支出に係る起案を収支整理者が行いましたが、起案内容に誤りがあることが判明し、収支整理者以外の者が修正処理を行ったため、収支整理者以外の者が起案者となったものです。</p> <p>公金外現金の収入、支出に係る起案については、修正時であっても必ず収支整理者が行わなければならないという認識が不足していたことが原因であると考えており、令和6年1月4日に、課長が収支整理者及び出納取扱者に対して改めて伝達し、適正に事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>再発防止に向け、決裁過程において、収支整理者が「起案者」となっていることを、承認者及び決裁者がそれぞれ確認します。</p>	<p>子育て支援部 幼保運営課</p>
--	---	-------------------------